【規程番号　神女大Ⅵ－012】

神戸女子大学強化クラブ規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下、「本学」という。）における課外活動を通じた学生の成長を支援し、社会に貢献できる人材の育成を目的とする強化クラブについて定めることを目的とする。

（指定基準）

第２条　学長は、次の項目を満たすクラブを強化クラブに指定することができる。

(1) クラブでの目標が明確であること。

(2) 学内外での活動方針及び計画が明確であること。

(3) 本学の理念及び教育目標に沿った活動であること。

２　その他詳細については別途定めるものとする。

（支援内容）

第３条　強化クラブには、次の各号により支援を行う。

(1) 大学の年度計画及び予算の範囲内において支援を行う。

(2) その他、クラブの実情を勘案のうえ支援を行う。

（義務）

第４条　強化クラブは、毎年度末に活動状況について次のとおり報告する。

(1) 予算の執行に係る収支報告書を学生事務部長に提出する。

(2) 活動状況に係る報告書を学長に提出する。

（指定の継続）

第５条　学生委員会は、年度末に各指定強化クラブの活動状況及び成果を評価し、学長に指定の継続の可否について報告する。

（指定の取消）

第６条　学長は、学生委員会の報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。

(1) 強化クラブの目標を達することが困難であると判断したとき。

(2) 正当な理由がなく、活動状況の報告を怠ったとき。

(3) 強化クラブに所属する学生の学業に支障をきたしているとき。

(4) その他、活動が継続できない状況になったとき。

（事務の所管）

第７条　この規程に関する事務は、学生課が行う。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（委員会名称の変更）

附 則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。